

足立区知的財産権認証取得助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区内に本社もしくは主たる事業所がある中小企業 ・ 過去に同一の知的財産権で、本助成金を受けていないこと ・ 同一内容で他の公的助成または認定を受けていないこと
助成対象	①特許権 ②実用新案権 ③意匠権 ④商標権 【取得後に申請ができます】 (※対象となる知的財産権は、国内認証に限る)
助成対象経費	・ 出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等の費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用
助成対象外経費	・ 登録料の更新登録申請料、譲渡に係る経費 ・ 弁理士等の交通費、振込手数料など製品・技術の権利保護に直接関連性が認められない費用
助成金額	助成対象経費の半額で、上限30万円 （千円未満切捨て） ※1企業当たりの助成金限度額30万円（1年度内）
	※ 申請は先着順で受け付け、予算額に達し次第締切ります ※ 弁理士などによる代行申請は受け付けておりません
申請できる期間	登録証の登録日から1年以内
必要書類・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定申請書【様式2号（第5条関係）】 ※法人の場合は、「代表の役職名＋記名」「押印」してください。法人以外でも、本人（個人事業主）が手書きしない場合は、「記名」「押印」してください。 ・ 知的財産権取得の認定を証する書面（<u>原本及び原本の写し</u>） ※実用新案の場合、登録証のほかに「技術評価6の技術評価書」が必要になります ・ 登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）（<u>原本及び原本の写し</u>） （個人事業主の場合は、開業届けもしくは直近の確定申告書の原本及び原本の写し） ・ 助成対象経費の支払いが証明できる書類（<u>原本及び原本の写し</u>） （特許庁発行の助成対象各権の設定登録通知書、領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳〈該当ページと表紙〉など） ・ 助成対象経費の明細がわかる書類（<u>原本及び原本の写し</u>） （見積書、請求書など） ※写しをいただければ原本は返却します ・ 代表者印（シャチハタ印不可）
問合せ・申請先	足立区産業振興課ものづくり振興係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館4階 TEL03-3880-5869 FAX03-3880-5605 <u>※窓口での提出のみ受付いたします。（郵送不可）</u> 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

（参考）中小企業基本法第2条に規定する中小企業の定義

業 種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下